【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 2021年3月3日提出

【計算期間】 第8期中(自 2020年6月4日至 2020年12月3日)

【ファンド名】 シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Aコー

ス(為替ヘッジなし)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション (1年決算型) Bコー

ス(為替ヘッジあり)

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒瀬 憲昭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 楠本 靖三

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【電話番号】 03-5293-1500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)】 以下の運用状況は2020年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,087,207,845	100.13
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,454,585	0.13
合計 (純資産総額)		1,085,753,260	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

#0 01		————— 純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
	期別	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2014年 6月 3日)	986	986	1.1430	1.1430
第2計算期間末	(2015年 6月 3日)	1,240	1,240	1.3772	1.3772
第3計算期間末	(2016年 6月 3日)	1,526	1,526	1.1552	1.1552
第4計算期間末	(2017年 6月 5日)	1,572	1,572	1.2583	1.2583
第5計算期間末	(2018年 6月 4日)	1,998	1,998	1.2432	1.2432
第6計算期間末	(2019年 6月 3日)	1,645	1,645	1.2347	1.2347
第7計算期間末	(2020年 6月 3日)	1,197	1,197	1.2106	1.2106
	2019年12月末日	1,457		1.3386	
	2020年 1月末日	1,343		1.3373	
	2月末日	1,259		1.3141	
	3月末日	1,081		1.0958	
	4月末日	1,129		1.1425	
	5月末日	1,174		1.1858	
	6月末日	1,163		1.2057	
	7月末日	1,135		1.2104	
	8月末日	1,107		1.2455	
	9月末日	1,084		1.2320	
	10月末日	1,058		1.2159	
	11月末日	1,095		1.2768	
	12月末日	1,085		1.2909	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	0.0000
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	0.0000
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	0.0000
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	0.0000
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	0.0000
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	0.0000
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	0.0000
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	14.30
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	20.49
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	16.12
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	8.92
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	1.20
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	0.68
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	1.95
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	5.74

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Bコース(為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2020年12月30日現在です。 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	407,851,257	99.71
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,194,155	0.29
合計(純資産総額)	•	409,045,412	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2014年 6月 3日)	211	211	1.0891	1.0891
第2計算期間末	(2015年 6月 3日)	899	899	1.0811	1.0811
第3計算期間末	(2016年 6月 3日)	672	672	1.0195	1.0195
第4計算期間末	(2017年 6月 5日)	550	550	1.0779	1.0779
第5計算期間末	(2018年 6月 4日)	645	645	1.0525	1.0525
第6計算期間末	(2019年 6月 3日)	530	530	1.0278	1.0278
第7計算期間末	(2020年 6月 3日)	439	439	0.9827	0.9827
	2019年12月末日	513		1.0848	
	2020年 1月末日	501		1.0864	
	2月末日	486		1.0625	
	3月末日	407		0.8903	
	4月末日	430		0.9426	
	5月末日	434		0.9725	
	6月末日	431		0.9868	
	7月末日	435		1.0188	
	8月末日	434		1.0396	
	9月末日	426		1.0240	
	10月末日	400		1.0214	
	11月末日	415		1.0789	
	12月末日	409		1.0937	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	0.0000
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	0.0000
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	0.0000
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	0.0000
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	0.0000
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	0.0000
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	0.0000
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	8.91
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	0.73
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	5.70
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	5.73
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	2.36
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	2.35
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	4.39
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	9.48

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(参考)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

以下の運用状況は2020年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	5,929,254,177	95.38
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		287,019,615	4.62
合計 (純資産総額)		6,216,273,792	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	867,139,033	4,332,576
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	910,837,223	872,886,094
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	625,774,897	205,453,249
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	337,449,635	408,465,428
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	679,670,644	322,322,139
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	269,390,044	543,757,097
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	101,472,816	444,915,040
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	21,800,345	153,244,599

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Bコース(為替ヘッジあり)】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2013年 8月13日~2014年 6月 3日	244,902,210	50,416,145
第2期	2014年 6月 4日~2015年 6月 3日	779,821,495	142,208,122
第3期	2015年 6月 4日~2016年 6月 3日	117,889,428	290,108,862
第4期	2016年 6月 4日~2017年 6月 5日	88,507,620	237,976,800
第5期	2017年 6月 6日~2018年 6月 4日	267,600,618	164,267,066
第6期	2018年 6月 5日~2019年 6月 3日	26,380,115	123,766,824
第7期	2019年 6月 4日~2020年 6月 3日	5,361,672	74,551,395
当中間期	2020年 6月 4日~2020年12月 3日	3,196,242	67,237,087

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する 規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(2020年6月4日から2020年12月3日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第7期 (2020年 6月 3日現在)	第8期中間計算期間末 (2020年12月 3日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,209,440,987	1,108,726,005
未収入金	965,374	1,228,965
流動資産合計	1,210,406,361	1,109,954,970
資産合計	1,210,406,361	1,109,954,970
負債の部		
流動負債		
未払解約金	965,374	1,228,965
未払受託者報酬	347,573	308,663
未払委託者報酬	10,427,060	9,259,763
その他未払費用	695,017	617,199
流動負債合計	12,435,024	11,414,590
負債合計	12,435,024	11,414,590
純資産の部		
元本等		
元本	989,602,669	858,158,415
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	208,368,668	240,381,965
(分配準備積立金)	207,093,831	175,743,302
元本等合計	1,197,971,337	1,098,540,380
純資産合計	1,197,971,337	1,098,540,380
負債純資産合計	1,210,406,361	1,109,954,970

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第7期中間計算期間 (自 2019年 6月 4日 至 2019年12月 3日)	第8期中間計算期間 (自 2020年 6月 4日 至 2020年12月 3日)
営業収益		
有価証券売買等損益	104,136,826	71,194,704
営業収益合計	104,136,826	71,194,704
三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖 三世祖		
受託者報酬	435,995	308,663
委託者報酬	13,079,771	9,259,763
その他費用	871,863	617,199
営業費用合計	14,387,629	10,185,625
営業利益又は営業損失()	89,749,197	61,009,079
経常利益又は経常損失()	89,749,197	61,009,079
中間純利益又は中間純損失()	89,749,197	61,009,079
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	9,913,081	2,475,513
期首剰余金又は期首欠損金()	312,819,733	208,368,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,355,581	5,294,787
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	8,355,581	5,294,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,747,783	31,815,056
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	51,747,783	31,815,056
分配金	_	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金()	349,263,647	240,381,965

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券			
	移動平均法に基づき、	時価で評価しております。	時価評価にあたっては、	親投資信
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。			

(中間貸借対照表に関する注記)

		第7期	第8期中間計算期間末
		[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	1,333,044,893円	989,602,669円
	期中追加設定元本額	101,472,816円	21,800,345円
	期中解約元本額	444,915,040円	153,244,599円
2 .	受益権の総数	989,602,669□	858,158,415□

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	1	
	第7期	第8期中間計算期間末
	[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	中間貸借対照表上の金融商品は原則とし
	べて時価で評価しているため、貸借対照	てすべて時価で評価しているため、中間
	表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表計上額と時価との差額はあり
		ません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	

3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	同左
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期 [2020年 6月 3日現在]	第8期中間計算期間末 [2020年12月 3日現在]
 1口当たり純資産額	1.2106円	-
(1万口当たり純資産額)	(12,106円)	(12,801円)

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) Bコース(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第7期 (2020年 6月 3日現在)	第8期中間計算期間末 (2020年12月 3日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	452,930,116	413,067,144
派生商品評価勘定	32,488	3,030,581
未収入金		2,459,087
流動資産合計	452,962,604	418,556,812
資産合計	452,962,604	418,556,812
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,272,352	-
未払解約金	-	2,459,087
未払受託者報酬	128,518	118,018
未払委託者報酬	3,855,551	3,540,465
その他未払費用	256,920	235,907
流動負債合計	13,513,341	6,353,477
負債合計	13,513,341	6,353,477
純資産の部		
元本等		
元本	447,167,944	383,127,099
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,718,681	29,076,236
(分配準備積立金)	101,686,647	86,615,004
元本等合計	439,449,263	412,203,335
純資産合計	439,449,263	412,203,335
負債純資産合計	452,962,604	418,556,812

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第7期中間計算期間 (自 2019年 6月 4日 至 2019年12月 3日)	第8期中間計算期間 (自 2020年 6月 4日 至 2020年12月 3日)
営業収益		
有価証券売買等損益	33,740,532	27,029,572
為替差損益	10,559,069	15,278,278
営業収益合計	23,181,463	42,307,850
宫業費用 		
受託者報酬	144,217	118,018
委託者報酬	4,326,326	3,540,465
その他費用	299,107	241,847
営業費用合計	4,769,650	3,900,330
営業利益又は営業損失()	18,411,813	38,407,520
経常利益又は経常損失()	18,411,813	38,407,520
中間純利益又は中間純損失()	18,411,813	38,407,520
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額()	989,001	3,005,189
期首剰余金又は期首欠損金()	14,331,273	7,718,681
剰余金増加額又は欠損金減少額	125,959	1,392,586
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	1,310,896
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	125,959	81,690
剰余金減少額又は欠損金増加額	888,069	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	888,069	-
分配金	<u> </u>	<u>-</u>
中間剰余金又は中間欠損金()	30,991,975	29,076,236

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信
	託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売
	買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成の為の基本とな	外貨建取引等の処理基準
る重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第
	133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用
	しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純
	資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替
	相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為
	替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		第7期	第8期中間計算期間末
		[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1 .	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	516,357,667円	447,167,944円
	期中追加設定元本額	5,361,672円	3,196,242円
	期中解約元本額	74,551,395円	67,237,087円
2 .	受益権の総数	447,167,944□	383,127,099□
3 .	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	-
		本総額を下回っており、その	
		差額は7,718,681円でありま	
		す。	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

第7期	第8期中間計算期間末
[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]

		半期報告書(内国投資信託
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	中間貸借対照表上の金融商品は原則とし
	べて時価で評価しているため、貸借対照	てすべて時価で評価しているため、中間
	表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表計上額と時価との差額はあり
		ません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	「 デリバティブ取引等に関する注記 」	同左
	に記載しております。	
	 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の	 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の
	金融商品	金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は	同左
	時価と近似していることから、当該帳簿	
	価額を時価としております。	
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく	同左
足説明	価額のほか、市場価格がない場合には合	
	理的に算定された価額が含まれておりま	
	す。当該価額の算定においては一定の前	
	提条件等を採用しているため、異なる前	
	提条件等によった場合、当該価額が異な	
	ることもあります。	
	また、デリバティブ取引に関する契約額	
	等は、あくまでもデリバティブ取引にお	
	ける名目的な契約額または計算上の想定	
	元本であり、当該金額自体がデリバティ	
	ブ取引のリスクの大きさを示すものでは	
	ありません。	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 通貨関連

第7期(2020年6月3日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
区力	作主 犬只	大利競子	うち1年超	H-Q-[III]	計画共血
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建	1,967,224	-	1,999,712	32,488
	米ドル	1,967,224	-	1,999,712	32,488
	- - 売建	413,308,092	-	422,580,444	9,272,352
	米ドル	413,308,092	-	422,580,444	9,272,352
	合計	415,275,316	-	424,580,156	9,239,864

第8期中間計算期間末(2020年12月 3日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		- 時価	如/無提 社
<u></u> △万	个里尖只	突的破奇	うち1年超	P寸1M	評価損益
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	売建	385,014,635	-	381,984,054	3,030,581
	米ドル	385,014,635	-	381,984,054	3,030,581
	合計	385,014,635	-	381,984,054	3,030,581

(注)時価の算定方法

1.中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場 のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表 されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

	第7期 [2020年 6月 3日現在]	第8期中間計算期間末 [2020年12月 3日現在]
1口当たり純資産額	0.9827円	1.0759円
(1万口当たり純資産額)	(9,827円)	(10,759円)

当ファンドは「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	(2020年 6月 3日現在)	(2020年12月 3日現在)
流動資産		
コール・ローン	125,387,665	125,474,568
投資証券	6,968,775,964	6,261,077,423
未収入金	84,484,206	76,998,630
未収配当金	29,113,363	26,761,597
流動資産合計	7,207,761,198	6,490,312,218
資産合計	7,207,761,198	6,490,312,218
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	826,969	5,114
未払解約金	12,375,342	22,972,118
未払利息	353	309
その他未払費用	2,560	<u>-</u>
流動負債合計	13,205,224	22,977,541
負債合計	13,205,224	22,977,541
純資産の部		
元本等		
元本	5,610,736,570	4,730,477,698
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,583,819,404	1,736,856,979
元本等合計	7,194,555,974	6,467,334,677
純資産合計	7,194,555,974	6,467,334,677
負債純資産合計	7,207,761,198	6,490,312,218

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないも
	のについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配
	相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	為替予約取引
方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相
	場の仲値によって計算しております。

3.その他財務諸表作成の為の基本とな	外貨建取引等の処理基準	
る重要な事項	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第	ĺ
	133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用	
	しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通	ĺ
	貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純	ĺ
	資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替	ĺ
	相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相	ĺ
	当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為	ĺ
	替差損益とする計理処理を採用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	8,396,556,566円	5,610,736,570円
	期中追加設定元本額	336,804,787円	73,521,215円
	期中解約元本額	3,122,624,783円	953,780,087円
	元本の内訳 ファンド名		
	シュローダー・インカムアセット・アロケーション (毎 月決算型) Aコース (為替ヘッジなし)	3,955,146,338円	3,325,209,285円
	シュローダー・インカムアセット・アロケーション (毎 月決算型) Bコース (為替ヘッジあり)	359,192,272円	292,195,600円
	シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1 年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)	943,180,993円	810,946,464円
	シュローダー・インカムアセット・アロケーション (1 年決算型) Bコース (為替ヘッジあり)	353,216,967円	302,126,349円
	計	5,610,736,570円	4,730,477,698円
2 .	受益権の総数	5,610,736,570□	4,730,477,698□

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてす	同左
	べて時価で評価しているため、貸借対照	
	表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記」に記載しております。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	「デリバティブ取引等に関する注記」	同左
	に記載しております。	

	<u>'</u>	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品
	短期間で決済されるため、帳簿価額は 時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。	
足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく 価額のほか、市場価格がない場合には合 理的に算定された価額が含まれておりま す。当該価額の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額 等は、あくまでもデリバティブ取引にお ける名目的な契約額または計算上の想定	同左
	元本であり、当該金額自体がデリバティ ブ取引のリスクの大きさを示すものでは ありません。	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項 通貨関連

(2020年 6月 3日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
上 万	个里 哭貝	突約領守	うち1年超	1 日本 1 川	計1曲損益
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	売建	83,649,465	-	84,476,434	826,969
	米ドル	83,649,465	-	84,476,434	826,969
	合計	83,649,465	-	84,476,434	826,969

(2020年12月 3日現在)

(単位:円)

▽ /\	4手 米五	契約額等		吐 /燕	評価損益
区分	種類	光 約領守	うち1年超	時価	計測摂金
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	- - 売建	76,978,777	-	76,983,891	5,114
	米ドル	76,978,777	-	76,983,891	5,114
	合計	76,978,777	-	76,983,891	5,114

(注)時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てております。

(1口当たり情報に関する注記)

	[2020年 6月 3日現在]	[2020年12月 3日現在]
1口当たり純資産額	1.2823円	1.3672円
(1万口当たり純資産額)	(12,823円)	(13,672円)

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2020年12月末現在 資本金 490,000,000円

発行可能株式総数39,200株発行済株式総数9,800株

過去5年間における主な資本金の増減 該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を 行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運 用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2020年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類	本数	純資産総額(円)	
追加型株式投資信託	53	591,521,138,279	

(3)【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号) に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第30期事業年度の中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円) 第28期 第29期 (2018年12月31日) (2019年12月31日) 資産の部 流動資産 預金 1,662,090 1,345,979 前払費用 52,367 62,562 貸付金 *2 1,500,000 1,010,000 *2 未収入金 236,713 207,801 未収委託者報酬 705,207 639,271 未収運用受託報酬 1,490,494 1,013,562 未収還付法人税等 67,568 未収還付消費税等 49,534 その他の流動資産 31 流動資産合計 4,396,281 5,646,905 固定資産 有形固定資産 *1 建物附属設備(純額) 17,324 13,588 *1 53,945 37,863 器具備品(純額) 有形固定資産合計 71,269 51,451 無形固定資産 電話加入権 3,699 3,699 ソフトウェア 7,068 2,323 無形固定資産合計 10,768 6,022 投資その他の資産 投資有価証券 8,242 長期差入保証金 247,398 248,310 繰延税金資産 1,065,191 946,117 投資その他の資産合計 1,320,832 1,194,428 固定資産合計 1,402,870 1,251,902 資 産 合 計 7,049,775 5,648,183

			(単位:千円)
		第28期	第29期
		(2018年12月31日)	(2019年12月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		51,774	51,958
未払金			
未払収益分配金		25	-
未払償還金		4,161	-
未払手数料		193,667	181,987
その他未払金	*2	1,777,995	1,666,506
未払費用		67,452	76,786
未払法人税等		337,567	-
未払消費税等		57,096	-
流 動 負 債 合 計		2,489,740	1,977,239
固定負債			
長期未払金	*2	632,083	542,551
長期未払費用		7,167	5,730
退職給付引当金		905,285	840,311
役員退職慰労引当金		9,500	14,773
資産除去債務		91,375	55,952
固 定 負 債 合 計		1,645,411	1,459,318
負 債 合 計	-	4,135,152	3,436,558
純資産の部	-	<u> </u>	· · ·
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金		,	,
資本準備金		500,000	500,000
資本剰余金合計	-	500,000	500,000
利益剰余金	-	·	·
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,925,057	1,221,625
利益剰余金合計	-	1,925,057	1,221,625
株主資本合計	-	2,915,057	2,211,625
評価・換算差額等	-	,515,55	,=,==
その他有価証券評価差額金		433	-
評価・換算差額等合計		433	-
純資産合計		2,914,623	2,211,625
負債純資産合計		7,049,775	5,648,183
天 !尽 NU 只 圧 日 II		1,073,113	0,040,100

(2)【損益計算書】

	(単位:千円)
第28期	第29期
自 2018年 1月 1日	自 2019年 1月 1日
至 2018年12月31日	至 2019年12月31日

営業収益

委託者報酬 3,095,865 2,711,007

	736 7 17	半期報告書(内国技
運用受託報酬	5,855,881	3,914,289
その他営業収益	2,759,091	2,216,257
営業収益計	11,710,839	8,841,553
営業費用		
支払手数料	931,610	807,843
広告宣伝費	102,158	105,904
公告費	1,080	1,080
調査費		
調査費	207,669	217,840
委託調査費	2,275,623	1,473,096
図書費	1,503	3,000
事務委託費	320,220	298,912
営業雑経費		
通信費	26,775	18,610
印刷費	8,978	7,266
協会費	13,080	13,722
諸会費	2,663	5,238
営業費用計	*1 3,891,365	2,952,515
一般管理費		
給料		
役員報酬	298,836	209,369
給料・手当	1,554,122	1,501,295
賞与	902,601	748,730
交際費	10,855	8,807
旅費交通費	65,692	63,033
租税公課	72,533	48,865
不動産賃借料	245,615	249,794
退職給付費用	136,621	130,479
役員退職慰労引当金繰入	10,493	5,273
法定福利費	201,222	191,334
固定資産減価償却費	43,099	9,311
諸経費	1,648,546	1,489,533
一般管理費計	*1 5,190,241	4,637,206
営業利益 (営業損失)	2,629,232	1,251,831
営業外収益		
受取利息	933	463
受取配当金	15	15
有価証券売却益	-	70
為替差益	23,763	-
時効償還金	9,900	4,186
雑益	12,876	2,055
営業外収益計	47,489	6,790
営業外費用		
有価証券売却損	57	-
為替差損	-	10,117
雑損失	231	1,438
営業外費用計	288	11,555
経常利益(経常損失)	2,676,434	1,247,065
特別損失		
割増退職金等	36,780	61,497
固定資産除却損	84	1,103

特別損失計	36,864	62,601
税引前当期純利益	2,639,569	1,184,464
法人税、住民税及び事業税	777,686	298,822
法人税等調整額	92,140	119,074
法人税等合計	869,827	417,897
当期純利益(当期純損失)	1,769,741	766,567

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

(单位:十门)						
纯資産合計	評価・換算差額等	株主資本				
	その他有価証券	株主資本	利益剰余金	資本	資本金	
	評価差額金	合計		剰余金		
			その他利益剰余金	資本		
			繰越利益剰余金	準備金		
3,105,303	11	3,105,315	2,115,315	500,000	490,000	当期首残高
						当期変動額
1,960,000		1,960,000	1,960,000			剰余金の配当
1,769,741		1,769,741	1,769,741			当期純利益
421	421					株主資本以外の項目の
						当期変動額 (純額)
190,679	421	190,258	190,258	-	-	当期変動額合計
2,914,623	433	2,915,057	1,925,057	500,000	490,000	当期末残高
	421	1,960,000 1,769,741 190,258	1,960,000 1,769,741 190,258	-	-	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 当期変動額合計

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

						(単位:十円)
			株主資本	評価・換算差額等	純資産合計	
	資本金	資本	利益剰余金	株主資本	その他有価証券	
		剰余金		合計	評価差額金	
		資本	その他利益剰余金			
		準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623
当期変動額						
剰余金の配当			1,470,000	1,470,000		1,470,000
当期純利益			766,567	766,567		766,567
株主資本以外の項目の					433	433
当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	703,432	703,432	433	702,998
当期末残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625

重要な会計方針

		第29期
項	目	自 2019年 1月 1日
		至 2019年12月31日

1.有価証券の評価基準及び評価 方法

その他有価証券

時価のあるもの

当期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)に よっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物 附属設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に 係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた 簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支 給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、入居時の使用見込期間である10年を経過したことに伴い、今後の使用見込期間を10年と想定して再見積りを行いました。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ36,531千円増加しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表関係)

第28期	第29期
2018年12月31日現在	2019年12月31日現在

*1	有形固定資産の流	咸価償却累計額	*1	有形固定資産の洞	述価償却累計額	
	建物附属設備	162,740千円		建物附属設備	166,477千円	
	器具備品	184,784千円		器具備品	155,860千円	
*2	関係会社項目		*2	関係会社項目		
	貸付金	1,500,000千円		貸付金	1,010,000千円	
	未収入金	236,713千円		未収入金	188,277千円	
	その他未払金	182,425千円		その他未払金	402,213千円	
	長期未払金	182,671千円		長期未払金	150,568千円	

(損益計算書関係)

第28期	第29期
自 2018年 1月 1日	自 2019年 1月 1日
至 2018年12月31日	至 2019年12月31日
*1 関係会社項目 営業収益 5,170,103千円 営業費用 2,299,674千円 一般管理費 1,529,054千円	*1 関係会社項目 営業収益 3,974,381千円 営業費用 1,490,287千円 一般管理費 1,249,882千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度 期首株式数	第28期事業年度 増加株式数	第28期事業年度 減少株式数	第28期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

()					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月28日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2017年 12月31日	2018年 3月29日
2018年 9月20日 取締役会	普通株式	980,000	100,000	2018年 6月30日	2018年 9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり	基準日	効力発生日
		(千円)	配当額(円)		

2019年				2018年	2019年
3月27日	普通株式	980,000	100,000	12月31日	-
定時株主総会				12月31日	3月29日

第29期(自2019年1月1日至2019年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期事業年度 増加株式数	第29期事業年度 減少株式数	第29期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	× 14 Hz				
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年 12月31日	2019年 3月29日
2019年 9月24日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2019年 6月30日	2019年 9月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

(リース取引関係)

(> > \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
第28期		穿	929期	
自 2018年 1月 1日		自 2019年 1月 1日		
至 2018	8年12月31日	至 2019年12月31日		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能		オペレーティング・リース取引のうち解約不能		
のものに係る未経過リース料		のものに係る未経過リース料		
1年内	5,005千円	1年内	1,251千円	
1年超	1,251千円	1年超	0千円	
合計	6,256千円	合計	1,251千円	

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

	弗28期				
自	2018年	1月	1日		
至	2018年	12月3	31日		

第29期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関し ても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全 性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引 等も行っておりません。

(1) 金融商品に対する取組方針

同左

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスク はありません。

貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収 運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リス クに晒されております。

未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および 長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引によ り生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、 為替相場の変動による市場リスクに晒されておりま す。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設 時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付 けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リス クを管理しております。

貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね 3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一 部または全ての返済を要求できるという契約のため、 回収が不能となるリスクは僅少であります。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託 または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用して いる資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは 僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引 により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行わ れる事により、回収が不能となるリスクは僅少であり ます。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関 しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原 則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少 であります。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくな るリスク)の管理

余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会 社への要求払い条件付き短期貸付で運用することによ り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

同左

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理 同左

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくな るリスク)の管理

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期(2018年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,662,090	1,662,090	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	236,713	236,713	-
(4) 未収委託者報酬	705,207	705,207	-
(5) 未収運用受託報酬	1,490,494	1,490,494	-
資産計	5,594,505	5,594,505	-
(1) 未払手数料	193,667	193,667	-
(2) その他未払金	1,777,995	1,777,995	-
(3) 長期未払金	632,083	633,721	1,638
負債計	2,603,746	2,605,384	1,638

第29期(2019年12月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

				(+120113)
		貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 3	碩金	1,345,979	1,345,979	-
(2) 算	貸付金	1,010,000	1,010,000	-
(3) \$	未収入金	207,801	207,801	-
(4) =	未収委託者報酬	639,271	639,271	-
(5) \$	未収運用受託報酬	1,013,562	1,013,562	-
	資産計	4,216,615	4,216,615	-
(1) =	未払手数料	181,987	181,987	-
(2) त	その他未払金	1,666,506	1,666,506	-
(3) ₹	長期未払金	542,551	543,790	1,239
	負債計	2,391,045	2,392,284	1,239

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第28期	第29期
2018年12月31日現在	2019年12月31日現在
資産	資産
(1)預金	(1)預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
(2)貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。	(2)貸付金 同左

(3) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。

(4)未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価 は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっております。

(5) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時 価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

未払手数料は短期債務であるため、時価は帳 簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(2) その他未払金

その他未払金は短期債務であるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。

(3)長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積り した支払予定時期に基づき、日本国債の利回り で割り引いた現在価値によっております。

(3) 未収入金

同左

(4)未収委託者報酬

同左

(5) 未収運用受託報酬

同左

負債

(1) 未払手数料

同左

(2) その他未払金

同左

(3)長期未払金

同左

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,662,090	-
貸付金	1,500,000	-
未収入金	236,713	-
未収委託者報酬	705,207	-
未収運用受託報酬	1,490,494	-
合計	5,594,505	-

第29期(2019年12月31日現在)

合計

有金1年以内1年超預金1,345,979-貸付金1,010,000-未収入金207,801-未収委託者報酬639,271-未収運用受託報酬1,013,562-

(注3)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

4,216,615

第28期 (2018年12月31日現在) 該当事項はありません。

第29期 (2019年12月31日現在) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,103	2,060	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	6,139	6,616	476
合計	8,242	8,676	433

第29期(2019年12月31日現在) 該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第28期(自2018年1月1日至2018年12月31日) 財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第29期(自2019年1月1日至2019年12月31日) 財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第28期	第29期
自 2018年 1月 1日	自 2019年 1月 1日
至 2018年12月31日	至 2019年12月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一 時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により 退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、 給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しておりま す。	1.採用している退職給付制度の概要 同左
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付引当金	期首における退職給付引当金
868,018千円	905,285千円
退職給付費用 136,621千円	退職給付費用 130,479千円
退職給付の支払額 99,355千円	退職給付の支払額 195,453千円
期末における退職給付引当金	期末における退職給付引当金
<u>905,285千円</u>	<u>840,311千円</u>

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に 計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産

非積立型制度の退職給付債務

905,285千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 905,285千円

退職給付引当金

905,285千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

905,285千円

(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

136,621千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に 計上された前払年金費用及び退職給付引当 金の調整表

積立型制度の退職給付債務

年金資産

非積立型制度の退職給付債務

840,311千円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

840,311千円

退職給付引当金 <u>840,311千円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額

840,311千円

(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用

130,479千円

(税効果会計関係)

(忧刈未云引送》(
第28期		第29期	
自 2018年 1月	1日	自 2019年 1月 1	I日
至 2018年12月3	1日	至 2019年12月31	旧
1. 繰延税金資産発生の主な原因	别内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別	别内訳
繰延税金資産		繰延税金資産	
	(千円)		(千円)
未払費用否認	737,699	未払費用否認	665,647
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金	
算入限度超過額	277,198	算入限度超過額	257,303
役員退職慰労引当金否認	2,908	役員退職慰労引当金否認	4,523
資産除去債務	27,253	資産除去債務	17,132
その他	20,132	その他	1,510
			
繰延税金資産小計	1,065,191	繰延税金資産小計	946,117
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	1,065,191	繰延税金資産合計	946,117
繰延税金資産の純額	1,065,191	繰延税金資産の純額	946,117
2.法定実効税率と税効果会計適	i用後の法人税等の	2.法定実効税率と税効果会計適	用後の法人税等の
負担率との間に重要な差異がある		負担率との間に重要な差異がある	
の原因となった主要な項目別内部		の原因となった主要な項目別内訳	
	•		•
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.6%
(調整)		(調整)	
役員賞与等永久に損金		役員賞与等永久に損金	
算入されない項目	3.3%	算入されない項目	4.9%
過年度法人税等	0.7%	過年度法人税等	0.0%
その他	1.9%_	その他	0.3%
 税効果会計適用後の		 税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	33.0%		35.3%
(A) (I)(G) (V) XJ—T		(M) (M) (2 X)——	
1		I .	

(資産除去債務関係)

- 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終

了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当初の使用見込期間を経過したため当会計期間中に再見積もりを実施し、当初算定時と同じ使用見込期間及び割引率(10年間、1.4%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位:十円)
	第28期	第29期
	自 2018年 1月 1日	自 2019年 1月 1日
	至 2018年12月31日	至 2019年12月31日
期首残高	90,113	91,375
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
その他増減額(は減少)	1,261	35,422
期末残高	91,375	55,952

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

< セグメント情報 >

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第28期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,095,865	5,855,881	2,482,190	276,901	11,710,839

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
8,161,026	3,549,812	11,710,839

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

		(' ' ' ' ' ' ' '
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社 ()	1,238,441	投資顧問業

() A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

- < 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 > 該当事項はありません。

第29期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1.製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

					(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,711,007	3,914,289	1,939,468	276,788	8,841,553

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
6,158,330	2,683,223	8,841,553

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ご との有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- < 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 > 該当事項はありません。
- < 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 > 該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第28期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社 (単位 千円)

名称	_ (. ,	370 22 12						(— 12	113/
割合	種類		所在地	資本金	の所有 (被所有)	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

シュローダー・イ ンターナショナ ル・ホールディン グス・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株	 当社への出資	剰余金の配当	1,960,000	-	-
 シュローダー・ ピーエルシー	イギリス、 ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株	当社の 最終 親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	61,184	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	182,425 182,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する 債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等 (単位 千円)

(2)	兄弟会社等								(単位	千円)
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
0	シュローダー・フィナンシャル・	イギリス、 ロンドン市	61.6	資金管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6)	5,520,000	貸付金	1,500,000
(注2)	サービセズ・リミテッド		ポンド				資金の貸付 (注6)	5,520,000		
							受取利息	934	未収入金	198
会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注7)	74,427	未収運用受託報酬	6,665
	リミテッド						サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	313,078	未収入金	45,986
							情報提供業務 報酬の受取 (注9)	159,464		
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	69,370		
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	1,865,835	未払金 (その他 未払金)	123,105

託受益証券)

							4	- 期報告書 (内国投資信託
						一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	330,481		
兄弟 会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・	シンガポール	50.7 百万 シンガ	投資運用業	運用受託 契約の 再委任、	運用受託報酬 の受取 (注7)	67,415	未収運用受託報酬	6,089
	(シンガポー ル)・リミテッド		ポールドル		業務 委託等	サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	232,131	未収入金	22,662
						役務提供業務 の対価の受取 (注9)	11,123		
						運用再委託報 酬の支払 (注7)	21,934	未払金 (その他 未払金)	109,182
						一般管理費(諸 経費)の支払 (注9)	880,811		
会社の 子会社	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・		12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注7)	2,029,159	未収運用受託報酬	132,117
(,10)	エス・エー					サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	1,334,923	未収入金	91,383
						運用再委託報 酬の支払 (注7)	118,866	未払金 (その他 未払金)	9,529

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッ ド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・ フィナンシャル・サービセズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3)当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・ マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4)当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・ マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・ マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。
- (注6)資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、 担保は受け入れておりません。
- (注7)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注8)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により

決定しております。

(注9)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場) シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第29期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社 (単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・イ ンターナショナ ル・ホールディン グス・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	1,470,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ ピーエルシー	イギリス、 ロンドン市	282.5 百万 ポンド	 持株 会社 		当社の 最終 親会社	一般管理費 (役員および 従業員の賞与 の負担金) (注1)	71,267	未払金 (その他 未払金) 長期 未払金	119,523

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。 但し、これらの費用は シュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する 債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等 (単位 千円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Ø	シュローダー・ フィナンシャル・ サービセズ・リミ テッド	イギリス、 ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6)	4,530,000		1,010,000
							受取利息	463	未収入金	24

								-			ï
会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業		運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注7)	67,947	未収運用受託報酬	9,713	
							サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	305,298	未収入金	55,332	
							情報提供業務 報酬の受取 (注9)	159,053			
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	63,840			
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	1,092,097	未払金 (その他 未払金)	129,496	
							一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	356,723			
会社	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・	シンガポール	50.7 百万 シンガ	投資運用業		運用受託 契約の 再委任、	運用受託報酬の受取(注7)	61,401	未収運用 受託報酬	5,295	
	(シンガポー ル)・リミテッド		ポールド			業務 委託等	サービス提供 業務報酬 の受取 (注8)	180,139	未収入金	12,277	
							役務提供業務 の対価の受取 (注9)	10,786			
							運用再委託報 酬の支払 (注7)	17,780	未払金 (その他 未払金)	76,016	
							一般管理費(諸 経費)の支払 (注9)	717,726			
会社の 子会社	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・		14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬 の受取 (注7)	1,419,530	未収運用受託報酬	110,631	

пL	可良好倒的,	一知拟口百(. 7					
							エス・エー	
:	82,042	未収入金	1,081,204	サービス提供				
				業務報酬				
				の受取				
				(注8)				
5	7,653	未払金						
		(その他						
		未払金)						

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービセズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。
- (注6)資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、 担保は受け入れておりません。
- (注7)各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率 により決定しております。
- (注8)各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により 決定しております
- (注9)情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出 を勘案して合理的な金額により行っております。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場) シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第28期	第29期
自 2018年 1月 1日	自 2019年 1月 1日
至 2018年12月31日	至 2019年12月31日

1株当たり純資産額 297,410円60銭 1株当たり純資産額 225,676円03銭 1株当たり当期純利益 180,585円91銭 1株当たり当期純利益 78,221円18銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載してお については、潜在株式が存在しないため記載してお りません。 りません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益

1,769,741千円

普通株式に係る当期純利益

1,769,741千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数

9,800 株

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益

766,567千円

普通株式に係る当期純利益

766,567千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数

9,800 株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

第30期 中間会計期間本

	第30期 中間会計期間末 2020年6月30日
	2020年6月30日
資 産 の 部	
流動資産	
預金	1,566,849
前払費用	63,080
貸付金	765,000
未収入金	116,086
未収委託者報酬	521,427
未収運用受託報酬	551,248
未収還付法人税等	24,553
流 動 資 産 合 計	3,608,245
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 15,383
器具備品(純額)	*1 44,660
有形固定資産合計	60,043
無 形 固 定 資 産	5,490
投資その他の資産	
投資有価証券	1,534
長期差入保証金	273,059
繰延税金資産	835,970
投資その他の資産合計	1,110,564
固 定 資 産 合 計	1,176,098
資 産 合 計	4,784,344

(単位:千円)

第30期	中間会計期間末
202	20年6月30日

	2020年6月30日
負債の部	
流動負債	
が、動い良い良い 預り金	73,019
未払金	913,950
木払 未払費用	51,540
木払負用 未払消費税等	•
木払用買税寺 賞与引当金	, -
_{貝つり日本} 役員賞与引当金	318,433
な見負うかま 流 動 負 債 合 計	52,809
	1,437,047
固定負債	200 004
長期未払金	399,801
長期未払費用	1,502
退職給付引当金	885,709
役員退職慰労引当金	5,094
資産除去債務	56,342
固定負債合計	1,348,450
負債合計	2,785,498
純資産の部	
株主資本	400.000
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,008,965
利益剰余金合計	1,008,965
株主資本合計	1,998,965
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	119
評価・換算差額等合計	119
純 資 産 合 計	1,998,846
負 債 純 資 産 合 計	4,784,344

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

	(単位:千円)
	第30期 中間会計期間
	自 2020年1月 1日
	至 2020年6月30日
営業収益	
委託者報酬	1,192,683
運用受託報酬	1,683,023
その他営業収益	804,412
営業収益計	3,680,118
営業費用及び一般管理費	*4 3,555,850
営業利益	124,268
営業外収益	*1 32,388
営業外費用	*2 1,052
経 常 利 益	155,604

特別損失	*3	59,541
税引前中間純利益		96,063
法人税、住民税及び事業税		46,424
法人税等調整額		110,147
法人税等合計		63,723
中間純利益		32,340

(3)中間株主資本等変動計算書 第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

(単位:千円)

					`	1 1 1 1 1 1 1 1 1
			株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	
		資本準備金	その他利益剰余金		評価差額金	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,221,625	2,211,625	-	2,211,625
当中間期変動額						
剰余金の配当			245,000	245,000		245,000
中間純利益			32,340	32,340		32,340
株主資本以外の項目の					119	119
当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	212,659	212,659	119	212,778
当中間期末残高	490,000	500,000	1,008,965	1,998,965	119	1,998,846

重要な会計方針

里安仏云引刀刺				
	第30期中間会計期間			
項 目	自 2020年1月 1日			
	至 2020年6月30日			
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。			
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以 降取得の建物附属設備については、定額法によって おります。			
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法によっております。			

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給 見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上して おります。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見 込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上してお ります。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる 重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっております。

注 記 事 項

(中間貸借対昭表関係)

(.1.1				
百日		第30期中間会計期間末		
	項 目	2020年6月30日現在		
*1.	有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 167,195千円 器具備品 158,544千円		
*2.	消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払 消費税等として表示しております。		

(中間損益計算書関係)

項目	第30期中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日	
	受取利息64千円受取配当金3千円為替差益29,453千円雑益2,867千円	

*2.	営業外費用の主要項目	雑損失	1,052千円	_
*3.	特別損失の主要項目	割増退職金等	59,541千円	
*4.		有形固定資産 無形固定資産	7,535千円 531千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度	第30期中間会計	第30期中間会計	第30期中間会計
	期首株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
 - (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月23日 定時株主総会	普通株式	245,000	25,000	2019年12月31日	2020年3月31日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第30期中間会計期間末(2020年6月30日現在) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,566,849千円	1,566,849千円	-
(2) 貸付金	765,000千円	765,000千円	-
(3) 未収入金	116,086千円	116,086千円	-
(4) 未収委託者報酬	521,427千円	521,427千円	-
(5) 未収運用受託報酬	551,248千円	551,248千円	-

資産計	3,520,612千円	3,520,612千円	-
(1) 未払金	913,950千円	913,950千円	-
(2) 長期未払金	399,801千円	400,692千円	890千円
負債計	1,313,751千円	1,314,642千円	890千円

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた 現在価値によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第30期中間会計期間末(2020年6月30日現在)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価			
を超えるもの	557千円	553千円	3千円
証券投資信託受益証券			
中間貸借対照表計上額が取得原価			
を超えないもの	976千円	1,100千円	123千円
証券投資信託受益証券			
合計	1,534千円	1,653千円	119千円

(資産除去債務関係)

第30期中間会計期間末(2020年6月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高55,952千円有形固定資産の取得に伴う増加額- 千円その他増減額(は減少)389千円当中間会計期間末残高56,342千円

(セグメント情報等)

< セグメント情報 >

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

< 関連情報 >

第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,192,683	1,683,023	682,711	121,701	3,680,118

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

		(· ·— · · · · · ·
日本	その他	合計
2,565,193	1,114,925	3,680,118

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日) 該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日) 該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第30期中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第30期中間会計期間 自 2020年1月 1日 至 2020年6月30日

1株当たり純資産額

203,963円88銭

1株当たり中間純利益

3,300円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益

32,340千円

普通株式に係る中間純利益

32,340千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数

9,800株

独立監査人の監査報告書

令和2年3月13日

雄一郎

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

伊 藤 公認会計士 志 保

業務執行社員

櫻井

公認会計士

業務執行社員

指定有限責任社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」 に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成31年1月1日から令和元年12月3 1日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針 及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明するこ とにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策 定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュ ローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了 する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりま
 - 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年9月23日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 櫻井 雄一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 水 永 真太郎

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年1月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2021年1月13日

半期報告書(内国投資信託受益証券)

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 佐々木 貴司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 藪谷 峰

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション (1年決算型) Aコース(為替ヘッジなし)の2020年6月4日から2020年12月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) A コース(為替ヘッジなし)の2020年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年6月4日から2020年12月3日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2021年1月13日

半期報告書(内国投資信託受益証券)

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 佐々木 貴司

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 藪谷 峰

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型)Bコース(為替ヘッジあり)の2020年6月4日から2020年12月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション(1年決算型) B コース(為替ヘッジあり)の2020年12月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年6月4日から2020年12月3日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。